

松阪市家庭用太陽光発電システム等の導入に伴う J-クレジット創出連携事業 - 公募型プロポーザル実施要領 -

1. 目的

松阪市は、令和 5 年 2 月に公表した松阪市ゼロカーボンビジョンや令和 6 年 3 月に策定した松阪市地球温暖化対策実行計画において、「2030 年度までに新築住宅の ZEH 率 50%を目指す」としており、令和 5 年 4 月から「松阪市脱炭素化住宅等促進補助金」を実施している。市内の住宅に太陽光発電システム等を導入したことによる CO2 排出量の削減で得られた価値（以下「環境価値」という。）を J-クレジット制度に基づき創出・販売することで、域内の脱炭素化を促進することを目的とし、当該クレジットを創出・販売するとともに、本市の脱炭素化施策を連携して実施する事業者の選定について、公募型プロポーザル方式により行うこととし、その実施方法等必要な事項を定める。

2. 事業の概要

(1) 事業の名称

松阪市家庭用太陽光発電システム等の導入に伴う J-クレジット創出連携事業
（以下「本事業」という。）

(2) 事業の内容

市内の住宅に太陽光発電システム等を導入したことによる環境価値を J-クレジット制度に基づくクレジット認証及び販売を行い、販売収益の一部を市に還元することを主たる目的とし、加えて本市の脱炭素化施策を連携して実施するものとする。

なお、本事業の詳細は、別紙「松阪市家庭用太陽光発電システム等の導入に伴う J-クレジット創出連携事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 事業の期間

J-クレジットの創出の日から 8 年間とする。なお、事業期間終了後の取扱いについては、本市と協議のうえ決定する。

3. 事業者選定の方法

公募型プロポーザル方式により、本事業を受託するに最も適した事業者を選定することとする。

4. 参加申請

(1) 所管課（申請書等の提出先）

松阪市環境生活部 環境課（第 4 別棟）

〒515-8515 松阪市殿町 1340 番地 1

電話番号 0598-53-4425

メールアドレス kan.div@city.matsusaka.mie.jp

(2) 本要領等の閲覧期間

閲覧期間 令和 7 年 10 月 1 日（水）～10 月 15 日（水）

※閲覧は、次の市 HP から（仕様書、関係様式等についてもダウンロード可能）

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-zeroarbon-site/credit-saiene.html>

(3) 日程

公告日	令和 7 年 10 月 1 日（水）
参加申請及び企画提案に係る質問受付期限	令和 7 年 10 月 9 日（木） 午後 5 時まで（必着）
参加申請及び企画提案に係る質問回答期限	令和 7 年 10 月 10 日（金）
参加申請書及び企画提案書の提出期限	令和 7 年 10 月 15 日（水） 午後 5 時まで（必着）
審査実施日	令和 7 年 10 月 17 日（金）
審査結果の通知日	令和 7 年 10 月 21 日（火）
協定締結日	令和 7 年 11 月中旬

5. 参加資格条件

本プロポーザルに参加する者（以下「参加申込者」という。）は、仕様書等の趣旨を理解し、本事業に関する能力がある事業者で、参加申請書提出時点において、次の事項をすべて満たすものとする。また、複数の事業者が共同で参加する場合は、構成するすべての事業者において要件を満たす必要がある。ただし、(1)及び(2)を除く。

- (1) 日本国内に本社を有し、本事業の実施体制を有していること。
- (2) J-クレジット制度における適用方法論のうち、「EN-R-002 太陽光発電設備の導入」に関する登録プロジェクト（プログラム型）を有していること。
- (3) 松阪市建設工事等指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による会社更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員と密接な関係を有しないものであること。
- (7) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 法人格を有し、本業務を円滑に遂行できること。

※ 複数の事業者が共同で参加する場合の要件

- (1) 複数の事業者が共同して参加する場合は、いずれかの事業者に統括責任者を置くものとし、代表して必要な手続きを行うものとする。
- (2) 複数の事業者が共同して参加する場合は、いずれの事業者も単独又は他の事業者と共同して参加することはできない。

6. 参加資格条件及び企画提案に関する質問

(1) 質問方法

本要領、仕様書、松阪市家庭用太陽光発電システム等の導入に伴う J-クレジット創出連携事業企画提案書作成要領及び審査基準（以下「作成要領及び審査基準」という。）に関する質問があるときは、電子メールにより質問書（様式第 1 号）を提出すること。

(2) 提出期限

令和 7 年 10 月 9 日（木）午後 5 時必着

(3) 提出先

環境課（kan.div@city.matsusaka.mie.jp）

7. 参加資格条件及び企画提案に関する質問への回答

令和 7 年 10 月 10 日（金）までに、質問者に対し、電子メールにより随時回答する。

8. 参加申請書及び企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和 7 年 10 月 15 日（水）午後 5 時必着

(2) 提出方法

電子メール（到達確認のため、電子メール送信後に電話連絡すること）

(3) 提出先

環境課（kan.div@city.matsusaka.mie.jp）

(4) 提出書類

① 参加申請書（様式第 2 号）

② 事業者概要調書（様式第 3 号）

※ 補足する事項があれば、任意様式により提出可

③ 納税に関する証明書（発行から 3 か月以内のもの。）

※ 法人税、消費税及び地方消費税の完納を証明する書類又はその写し

※ 複数の事業者が共同で参加する場合は、すべての事業者について必須

④ 企画提案書（任意様式）

9. 審査方法

(1) 審査日

令和 7 年 10 月 17 日（金）

(2) 審査を行う者

松阪市家庭用太陽光発電システム等の導入に伴う J-クレジット創出連携事業公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）

(3) 審査の方法

審査委員会は、企画提案書等について、作成要領及び審査基準に基づき審査する（書類審査）。この場合、審査委員会は参加申込者に対して、企画提案書等の内容について確認又

は質問をすることがあるため、参加申込者はこれに応じなければならない。

10. 審査結果の通知

通 知 日 令和7年10月21日（火）

通知方法 審査結果通知書（様式第4号）により、電子メール及び書面で通知する。

11. 本プロポーザルを辞退する場合

本プロポーザルを辞退することとなった場合は、速やかに辞退届出書（様式第5号）を持参又は郵送（簡易書留に限る。）により所管課（環境課）へ提出すること。

なお、辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはない。また、郵送する場合は、事前に所管課まで連絡すること。

12. 協定締結日

最優秀提案者と協定書の締結式を執り行い、本事業を広く内外に周知することとしていることから、最優秀提案者はこの主旨を踏まえ、締結式等に協力するものとする。